

# 定 款

平成13年 9月13日 設立登記

特定非営利活動法人

ワーカーズコープ

この定款は原本に相違ありません。

令和 年 月 日

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

代表理事 田嶋 羊子



特定非営利活動法人  
ワーカーズコープ  
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ワーカーズコープという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビルに置く。従たる事務所は、以下のとおりとする。

東京都豊島区東池袋5-50-6 栄第一ビル2階、

東京都板橋区板橋本町29-10、

東京都板橋区氷川町5-2、

東京都板橋区栄町21-12 青木ビル1F、

東京都墨田区八広3-7-18、

東京都足立区関原2丁目25番7号、

東京都足立区千住東2-20-11、

東京都足立区西新井本町1丁目16-1 西新井第2サンライトマンションA棟109、

東京都葛飾区金町六丁目4番2号、

東京都台東区雷門1-4-4 ネクストサイト浅草1階、

東京都練馬区関町北3-1-3、

東京都大田区大森北1-23-5 第一小田ビル7階、

東京都大田区蒲田一丁目4番23号、

東京都立川市錦町一丁目18番7号、

東京都府中市紅葉丘3-16-17、

東京都町田市本町田1872-1、

東京都八王子市下恩方町294-1、

東京都八王子市三崎町4-11、

東京都八王子市松が谷11-1-103、

東京都練馬区谷原5-32-13、

東京都北区志茂4-11-9、

東京都豊島区西池袋五丁目26番16号、

東京都新宿区高田馬場3-8-5 安永ビル2F、

東京都国分寺市本町3-7-29 タタミノイエ、

北海道札幌市中央区南 2 条西 10 丁目 6-2PPC ビル 7F、  
北海道旭川市一条通 5 丁目 77、  
北海道苫小牧市本町一丁目 1 番 4 号、  
北海道苫小牧市元町 2 丁目 4-3、  
北海道苫小牧市豊川町二丁目 4-16、  
北海道夕張市清水沢 3 丁目 86 番地、  
北海道釧路市北大通 12 丁目 1 番 14 号 ビゲンワークビル 3 階、  
北海道帯広市西 5 条南 16 丁目 9 番 3 号郷ビル 4 階、  
北海道北見市山下町 5 丁目 3 番 10 号レジデンス FK207 号室、  
北海道帯広市西 2 条南 7 丁目 1 番地 帯広信用金庫第 3 ビル、  
北海道江別市野幌町 54-4、  
青森県八戸市十三日町 4-1-1F、  
青森県青森市古川 1 丁目 15-10 スカイビル 2 階、  
秋田県大仙市協和境字野田 30-1、  
岩手県釜石市大町 2-1-22 大町 A B E ビル 1 階、  
岩手県盛岡市永井 16 地割 73-2、  
岩手県九戸郡野田村大字野田 20-24-1、  
岩手県上閉伊郡大槌町大ヶ口二丁目 9-26、  
岩手県一関市赤荻字荻野 528 番 1、  
岩手県八幡平市大更第 16 割地 4、  
岩手県盛岡市下太田下川原 57-1、  
岩手県滝沢市牧野林 1011-11、  
岩手県遠野市宮守町下宮守 29 地割 73-8、  
山形県山形市美畑町 11-28、  
山形県酒田市北新橋 2-1-16、  
宮城県登米市米山町字善王寺石神 16-7、  
宮城県気仙沼市台 249-3、  
宮城県仙台市青葉区一番町 4 丁目 7-17、  
宮城県仙台市青葉区本町 3-2-26 コンヤスビル 3F、  
宮城県仙台市若林区五橋 3 丁目 6-7、  
宮城県石巻市中里二丁目 1-8-2 SE ビル、  
宮城県大崎市田尻北牧目字牧目 39-9、  
福島県郡山市静町 42-4、  
福島県福島市成川字上谷地 97-4、  
栃木県宇都宮市細谷町 774-4、  
栃木県大田原市本町 1 丁目 2701-11、  
栃木県矢板市富田 535 番地 6、

栃木県矢板市長井 1171-4、  
栃木県那須塩原市五軒町 5-2、  
栃木県小山市犬塚 7 丁目 19-7 オフィス大和パート 5101 号室、  
群馬県前橋市下大屋町 272 番 5、  
埼玉県さいたま市南区南本町 2-5-15-201、  
埼玉県深谷市天神町 4 番 35 号、  
埼玉県熊谷市弥藤吾 50 番地、  
埼玉県坂戸市小山 13-3、  
埼玉県ふじみ野市大原 1-6-21 ふじみ野グリーンビル、  
埼玉県三郷市早稲田 4-27-32、  
埼玉県蕨市錦町 4-8-31 コーポチェリー、  
埼玉県川口市柳崎 5-12-30、  
埼玉県所沢市中富 1730-10、  
埼玉県越谷市弥生町 1 丁目 195 番 172、  
埼玉県戸田市美女木二丁目 8-3、  
埼玉県戸田市笹目三丁目 10-9、  
埼玉県戸田市大字上戸田 5-6、  
茨城県つくばみらい市絹の台 3-1-4、  
千葉県習志野市実籾二丁目 10 番 19 号、  
千葉県成田市不動ヶ岡 1114-5、  
千葉県佐倉市王子台 1-23 レイクピアウスイ 3 階、  
千葉県松戸市金ヶ作 203、  
千葉県流山市東深井 89-28、  
千葉県千葉市中央区要町 12-8、  
千葉県香取郡神崎町並木 6 5 8 わくわく西の城内、  
千葉県浦安市海楽 2 丁目 31-6、  
千葉県袖ヶ浦市神納 3445 番地 1、  
千葉県君津市中野 2 丁目 12-47、  
神奈川県横浜市中区伊勢佐木町 2 丁目 66 番地 満利屋ビル 8 F1・2 号室、  
神奈川県川崎市高津区久地 4-13-3、  
神奈川県鎌倉市大船 1-3-12、  
神奈川県藤沢市辻堂元町 3-10-6 湘南サーフ 2、  
神奈川県相模原市南区相模台 4-9-12、  
神奈川県藤沢市本藤沢 6-1-9、  
神奈川県海老名市柏ヶ谷 600-11-2、  
神奈川県平塚市東真土 2-1-1、  
神奈川県座間市四ツ谷 499、

神奈川県藤沢市亀井野 1-25-5 1 F、  
神奈川県川崎市中原区上平間 1171、  
静岡県静岡市駿河区中野新田 83 番地の 45 インタービル 1F、  
静岡県御殿場市上小林 591-2、  
静岡県御殿場市駒門 537、  
静岡県駿東郡小山町大胡田 161、  
愛知県豊川市中央通三丁目 31 番地、  
愛知県名古屋市東区筒井二丁目 10 番 38 号クルマミチ dkc ビルディング 4 階、  
愛知県春日井市中央通 1-88 駅前第 3 共同ビル 4 F、  
愛知県一宮市栄 3 丁目 1 番地 2 号、  
長野県松本市城東 2-6-17-101、  
長野県上田市常田 3-15-50、  
富山県富山市寺町けや木台 71、  
富山県高岡市大坪町三丁目 5-1、  
富山県魚津市上村木 1-6-5、  
富山県射水市足洗新町 1 丁目 5 番地、  
新潟県新潟市中央区新光町 6 番地 2 勤労福祉会館内 4 階、  
福井県福井市加茂河原 2-10-16、  
滋賀県草津市東草津 1 丁目 2-35、  
滋賀県栗東市中沢 1-9-15、  
滋賀県高島市今津町住吉 1 丁目 3 番地 5、  
大阪府豊中市中桜塚 1-14-6、  
大阪府豊中市春日町 5 丁目 3 番 1 5 号、  
大阪府大阪市中央区船越町 1-6-2、  
大阪府三島郡島本町青葉 1-2-7、  
大阪府堺市東区白鷺町 2 丁 3-9-6、  
大阪府堺市堺区向陵中町 4 丁 4-3 三国ビル 2F 16 号室、  
京都府京都市左京区田中里の前町 51、  
京都府京都市下京区大坂町 400、  
京都府京都市南区上鳥羽八王神町 23-5 ワーカーハイツ鳥羽 104、  
兵庫県西宮市甲子園口三丁目 5-1、  
奈良県奈良市南京終町 1-183-3、  
奈良県大和高田市大字池田 190-1、  
鳥取県鳥取市国府町新通り 1 丁目 113 番地、  
鳥取県八頭郡若桜町若桜 257、  
鳥取県鳥取市永楽温泉町 162 凡平ビル 4 階、  
岡山県倉敷市水島西栄町 4-23、

岡山県岡山市北区野田屋町 1-6-20、  
岡山県岡山市北区磨屋町 1-1、  
広島県広島市中区本川町 2 丁目 6-11 第 7 ウエノヤビル 6 階 5 号室、  
広島県広島市安佐北区可部二丁目 37-6、  
広島県呉市広横路 2-2-20、  
山口県宇部市新天町 2-8-5、  
香川県高松市上之町 3-10-4、  
愛媛県松山市南久米町 318 番 1、  
愛媛県松山市福音寺町 27 番地 5、  
徳島県徳島市川内町平石若松 204-6、  
徳島県三好市三野町芝生 859 番地 1、  
徳島県三好市池田町西山岡屋敷 3563-1、  
徳島県徳島市昭和町 3-35-2 わーくびあ徳島別館 101 号、  
高知県高知市旭町 3 - 88 - 302、  
福岡県福岡市博多区堅粕四丁目 1 番 12 号、  
福岡県久留米市東町 367-18、  
福岡県北九州市門司区柳町 1 丁目 11-6、  
福岡県北九州市八幡西区御開 4 丁目 3688 番 1、  
福岡県大野城市南ヶ丘 3-17-28、  
福岡県大牟田市天領町 1 丁目 141-2、  
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 2425-8、  
佐賀県佐賀市多布施 3 丁目 2-25-3、  
長崎県長崎市毛井首町 1 番地 87、  
大分県大分市大字本神崎 73-1、  
大分県大分市古ヶ鶴 1 丁目 2 番 24 号 101、  
大分県大分市永興 191-1、  
大分県日田市玉川町 3 丁目 1479-3、  
大分県臼杵市大字福良 542-1、  
宮崎県宮崎市吉村町西田甲 679-1、  
宮崎県宮崎市芳土 889 番地、  
鹿児島県鹿児島市和田二丁目 15 番 1 号、  
鹿児島県出水市高尾野町大久保 555-1、  
鹿児島県垂水市田神 3495 番地 1、  
鹿児島県霧島市国分重久 738-1、  
鹿児島県鹿屋市新生町 20-5、  
鹿児島県始良郡始良町中津野 577、  
鹿児島県始良市豊留字園田 545 番地 1、

鹿児島県奄美市名瀬港町 5-10 田川織物ビル 1 F、  
鹿児島県奄美市名瀬小宿 1602 たつのり荘 101 号、  
沖縄県那覇市首里山川町 3-8-23、  
沖縄県名護市大東 2-2-1

## 第 2 章 目的及び事業

### (目的)

第 3 条 この法人は、地域の中で人々が生活するために必要としている仕事を協同でおこし、或いはその活動を支援し、協同の息吹溢れる新しいコミュニティを創造することで、豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的としています。

### (活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② まちづくりの推進を図る活動
- ③ 子どもの健全教育を図る活動
- ④ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (活動に関わる事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 介護保険法に基づく介護サービス事業(訪問介護、共生型訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、共生型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、共生型短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス)
- ② 介護保険法に基づく介護予防サービス事業(介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与)及び地域支援事業としての介護予防・日常生活支援総合事業(第一号訪問事業、第一号通所事業、第一号生活支援事業、第一号介護予防支援事業、一般介護予防事業)
- ③ 介護保険法に基づく地域密着サービス事業(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護福祉施設サービス、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、及び地域密着型通所

介護)

- ④ 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定介護予防福祉用具販売事業
- ⑤ 高齢者・障害者保健福祉サービス事業
- ⑥ 保育、学童保育、子育て支援、一時預かりに関する事業
- ⑦ 地域福祉のための人材を育成するための研修・講習会などの事業
- ⑧ 高齢者や子どもに関する調査、研究
- ⑨ 高齢者の社会参加、健康と生きがいづくり支援に関する事業、介護予防に関する事業および生活全般にかかわる相談事業
- ⑩ 地域づくりにかかわる事業
- ⑪ 地域に関わる仕事おこしを促進する講座や研修、相談事業
- ⑫ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業（居宅介護、共生型居宅介護、重度訪問介護、共生型重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、共生型生活介護、短期入所、共生型短期入所、共同生活援助、自立訓練、共生型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援）
- ⑬ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業（一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業）
- ⑭ 道路運送法第80条による福祉有償運送事業、同43条による特定旅客自動車運送事業
- ⑮ 指定管理者制度による公共施設等の管理運営事業
- ⑯ 教育及び職業訓練、職業紹介事業
- ⑰ 有機農産物の生産事業
- ⑱ 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
- ⑲ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、児童発達支援事業、共生型児童発達支援事業、放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス、障害児相談支援事業
- ⑳ 公共施設等利用者への宿泊サービス業
- ㉑ 生活困窮者及び失業者の就労支援のための食料品製造事業
- ㉒ 生活困窮者及び失業者の就労支援のための飲食料品小売事業
- ㉓ 生活困窮者及び失業者の就労支援のため及び地域活性化としての林業の事業
- ㉔ 地球環境を守る地域循環型産業への取り組みを拡大させる事業（バイオディーゼル燃料の製造及び販売、次亜塩素酸水の製造及び販売）
- ㉕ 生活困窮者自立支援法に基づく関連事業（自立相談支援事業、住居確保給付金事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業、その他生活困窮者の自立促進事業）
- ㉖ 住宅確保要配慮者の居住の支援に係る事業
- ㉗ 各号の事業に附帯する事業



### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

#### ① 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人・団体で、総会における議決権を有するもの。

#### ② 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業を賛助・後援する個人・団体で、総会における議決権を有しないもの。

#### (入会)

第7条 この法人の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、前項の入会申込者について、正当な理由がない限り入会を認め、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

3 代表理事は、前項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとする。

4 この法人の賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出することによって会員となることができる

#### (退会)

第8条 会員は、退会の届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

① 本人の死亡、団体にあつては解散したとき。

② 会員が、正当な理由なく会費を2年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。

#### (除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

① この定款に違反したとき。

② この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第10条 この法人に、次の役員を置く。

① 理事 5名以上

② 監事 3名

2 理事のうち1人を代表理事とし、必要に応じて若干名を常任理事とする。

(役員を選任)

第11条 理事および監事は総会で選任する。

2 代表理事および常任理事は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は法人の職員を兼ねることはできない。

(理事の職務)

第12条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 常任理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令、定款、及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

(監事の職務)

第13条 監事は、次の業務を行う。

① 理事の業務執行の状況を監査すること。

② この法人の財産の状況を監査すること。

③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

⑤ 業務遂行及び法人の財産の状況について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わな

なければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第16条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は総会の決議により報酬を受けることができる。

- 2 報酬を受ける役員員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第5章 総会

(総会の構成)

第17条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第18条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び予算の決定並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び決算
- ⑥ 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- ⑦ 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第38条に同じ）
- ⑧ 事務局の組織及び運営
- ⑨ 会員の除名
- ⑩ 資産の管理
- ⑪ 残余財産の処分
- ⑫ その他の法人の運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第19条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- ② 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- ③ 監事が第13条1項第4号に基づき招集したとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び2号の規定によって請求があったときは、その日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに会員に対して文書を通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第22条 総会においては、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第23条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第24条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、出席したものとみなす。

4 総会に議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
  - ② 正会員総数、出席者数（書面表決者又は表決委任者にあつては、その数を付記すること）
  - ③ 審議事項
  - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
  - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第26条 理事をもって理事会を構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議する事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- ③ その他、総会の議決を要しない法人の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第27条 理事会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき。
- ② 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- ③ 監事から招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに会員に対して文書を通知しなければならない。

(理事会の議事)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころとする。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

4 前項の規定により表決した理事は、理事会の議決事項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事か、その議事の議決に加わることはできない。

#### (議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産。
- ② 会費
- ③ 寄付金品
- ④ 事業に伴う収益
- ⑤ 財産から生じる収益
- ⑥ その他の収益

#### (資産の管理)

第32条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### (会計の原則)

第33条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(経費の支弁)

第34条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画、予算及び決算)

第35条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経て定める。

2 前項の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

3 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会において議決を経なければならない。

4 決算上で剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(予算の追加及び更正)

第36条 予算の作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経て、かつ特定非営利活動法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第40条 この法人は、次の掲げる事由により解散する。

① 総会の決議

② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

③ 正会員の欠亡

④ 合併

⑤ 破産手続き開始の決定

⑥ 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第41条 総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経て、所轄庁の認証を得れば合併することができる。

(残余財産の処分)

第42条 この法人の解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）のときに有する残余財産は、総会の決議によって、同様の活動をおこなう特定非営利活動法人に帰属させるものとする。

## 第9章 事務局

(事務局の設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。

4 理事は、事務局長もしくは職員と兼職できる。

5 事務局の組織及び運営に必要な事項は、総会にて定める。

## 第10章 関連法人

(関連法人)

第44条 企業組合労協センター事業団と日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会センター事業団を本法人の関連法人とする。

## 第11章 雑則



(公告)

第45条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に於いてこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告においては、この法人のホームページにおいて行う。

(細則)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第15条1項の規定に関わらず、成立の日から平成14年度に開催する通常総会の開催日までとする。

役職名	氏 名
代表理事	岩城雄作
理事	関谷省吾
理事	永戸祐三
理事	野寄雅博
理事	古村伸宏
理事	奥 治
理事	田中羊子
理事	菊池 謙
理事	木下博行
監事	山田英夫

3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 個人正会員（年会費5400円）、団体正会員（1口5万円）

② 個人賛助会員（1口1万円）、団体賛助会員（1口10万円）

6 変更の履歴

平成13年 9月13日 設立登記

平成15年 4月 1日 所轄官庁を東京都から内閣府に変更

平成15年	4月	7日	一部変更登記
平成15年	7月	14日	一部変更登記
平成15年	10月	19日	一部変更登記
平成15年	10月	31日	一部変更登記
平成15年	11月	6日	一部変更登記
平成16年	4月	19日	一部変更登記
平成16年	5月	6日	一部変更登記
平成16年	10月	19日	一部変更登記
平成16年	12月	3日	一部変更登記
平成17年	7月	22日	一部変更登記
平成17年	8月	2日	一部変更登記
平成17年	8月	23日	一部変更登記
平成17年	10月	17日	一部変更登記
平成17年	11月	4日	一部変更登記
平成18年	1月	5日	一部変更登記
平成18年	5月	11日	一部変更登記
平成18年	7月	7日	一部変更登記
平成18年	11月	20日	一部変更登記
平成19年	2月	22日	一部変更登記
平成20年	1月	4日	一部変更登記
平成20年	6月	23日	一部変更登記
平成22年	8月	20日	一部変更登記
平成22年	10月	29日	一部変更登記
平成23年	1月	7日	一部変更登記
平成23年	4月	19日	一部変更登記
平成23年	7月	12日	一部変更登記
平成23年	8月	10日	一部変更登記
平成24年	3月	16日	一部変更登記
平成24年	5月	16日	一部変更登記
平成24年	7月	11日	一部変更登記
平成24年	12月	9日	一部変更登記
平成25年	1月	25日	一部変更登記
平成25年	4月	26日	一部変更登記
平成25年	8月	16日	一部変更登記
平成26年	10月	8日	一部変更登記
平成26年	11月	4日	一部変更登記
平成27年	2月	25日	一部変更登記

平成27年	3月	6日	一部変更登記
平成27年	4月	1日	一部変更登記
平成27年	5月	11日	一部変更登記
平成27年	7月	17日	一部変更登記
平成27年	11月	5日	一部変更登記
平成28年	2月	29日	一部変更登記
平成28年	3月	8日	一部変更登記
平成28年	7月	11日	一部変更登記
平成28年	9月	7日	一部変更登記
平成28年	10月	25日	一部変更登記
平成28年	12月	6日	一部変更登記
平成28年	12月	27日	一部変更登記
平成29年	3月	3日	一部変更登記
平成29年	5月	24日	一部変更登記
平成29年	8月	18日	一部変更登記
平成29年	10月	31日	一部変更登記
平成30年	1月	10日	一部変更登記
平成30年	2月	23日	一部変更登記
平成30年	4月	3日	一部変更登記
平成30年	5月	14日	一部変更登記
平成30年	7月	13日	一部変更登記
平成30年	8月	29日	一部変更登記
平成30年	9月	13日	一部変更登記
平成30年	10月	10日	一部変更登記
平成30年	11月	12日	一部変更登記
平成31年	3月	8日	一部変更登記
平成31年	4月	1日	一部変更登記